

合併公告

令和2年4月30日

株主及び債権者各位

東京都千代田区紀尾井町3番23号

株式会社ぱど

代表取締役 小澤 康二

当社（甲）は、令和2年4月30日の取締役会において、令和2年6月2日を効力発生日として、甲の完全子会社である株式会社ぱどシップ（乙、神奈川県横浜市中区山下町223番地1）及び株式会社ぱどデザイン工場（丙、神奈川県横浜市中区山下町223番地1）の権利義務の全部を承継し、乙及び丙は解散することにいたしましたので、下記のとおり、公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項に基づき株主総会の承認を経ずに吸収合併を決定いたしました。また、甲は乙及び丙の全株式を所有しておりますので、この合併に際し、株式、金銭等の交付は行わず、資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第799条第1項に基づき、この吸収合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
2. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この吸収合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
3. 最終貸借対照表の開示状況は、つぎのとおりです。

甲：金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

乙：掲載紙 官報 掲載の日付 令和元年7月22日 掲載頁89頁（号外第71号）

丙：掲載紙 官報 掲載の日付 令和元年7月22日 掲載頁88頁（号外第71号）

以上

合併公告

令和2年4月30日

債権者各位

神奈川県横浜市中区山下町223番地1

株式会社ぱどシップ

代表取締役 大沼 裕恒

当社（乙）は、令和2年4月30日の取締役会において、令和2年6月2日を効力発生日として、株式会社ぱど（甲、東京都千代田区紀尾井町3番23号）に権利義務の全部を承継し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり、公告いたします。

なお、当社は会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認を経ずに吸収合併を決定いたしました。

記

1. 会社法第789条第1項に基づき、この吸収合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
2. 最終貸借対照表の開示状況は、つぎのとおりです。

甲：金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

乙：掲載紙 官報 掲載の日付 令和元年7月22日 掲載頁89頁（号外第71号）

以上

合併公告

令和2年4月30日

債権者各位

神奈川県横浜市中区山下町223番地1

株式会社ぱどデザイン工場

代表取締役 湯川 慎也

当社（乙）は、令和2年4月30日の取締役会において、令和2年6月2日を効力発生日として、株式会社ぱど（甲、東京都千代田区紀尾井町3番23号）に権利義務の全部を承継し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり、公告いたします。

なお、当社は会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認を経ずに吸収合併を決定いたしました。

記

1. 会社法第789条第1項に基づき、この吸収合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
2. 最終貸借対照表の開示状況は、つぎのとおりです。

甲：金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

乙：掲載紙 官報 掲載の日付 令和元年7月22日 掲載頁88頁（号外第71号）

以上